

令和7年第4回水戸市議会定例会議案

(追 加)

水 戸 市

議 案

〔 令 和 7 年 12 月 16 日 〕
〔 第 4 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第109号	水戸市教育委員会教育長任命の同意を得ることについて	1
◇ 第110号	水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて	3
◇ 第111号	水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて	5

水戸市教育委員会教育長任命の同意を得ることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市教育委員会教育長に任命したいので同意を得たい。

志 田 晴 美

令和7年12月16日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条第1項 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

水戸市教育委員会委員任命の同意を得ることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、次の者を水戸市教育委員会の委員に任命したいので同意を得たい。

上 島 佳 子

令和7年12月16日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条第2項 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

水戸市公平委員会委員選任の同意を得ることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、次の者を水戸市公平委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

磯 崎 和 廣

令和7年12月16日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2第2項 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。